

平成19年9月26日

於 教育委員会室

平成19年9月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成19年9月大和市教育委員会定例会

○平成19年9月26日（水曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	奥原美帆
2番	委員	長谷川愛子
3番	教育長	國方光治
4番	委員	田村繁
5番	委員長	鈴木健次

○事務局出席者

教育総務部長	井上昇	総務課長	井上純一
学校教育課長	小川輝夫	指導室長	内澤建治
教育研究所長	伊藤恵子	生涯学習部長	熊谷薫
社会教育課長	曾根博明	スポーツ課長	堀内一雄
生涯学習センター館長	小方明	青少年センター館長	相沢克正
図書館長	斎藤一夫		

○書記

総務課庶務調整担当課長補佐	岩本信也
---------------	------

○日程

- 1 開会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議事
日程第1（議案第25号） 大和市教育委員会の所管に係る大和市民参加推進条例施行規則について
日程第2（議案第26号） 平成20年度県費負担教職員人事異動方針（案）について
日程第3（報告第4号） 専決処分の承認について（大和市教育委員会職員の人事異動）
日程第4（議案第27号） 大和市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選任について
- 7 その他
平成19年度大和市文化祭について
- 8 閉会

◎開会

開会 午前10時00分

- 鈴木 開会に先立ちまして、傍聴人は議事について可否を表明したり、審査に支障を委員長きたすことのないよう、念のため申し上げておきます。
ただいまから教育委員会9月定例会を開会いたします。
会議時間は正午までといたします。
前会の会議録は署名委員の署名をもって承認されました。
今回の署名委員は、1番の奥原委員、2番の長谷川委員にお願いいたします。
それでは、教育長の報告をお願いします。

○國 方 それでは、前会8月23日以降の主な事項について、ご報告いたします。
教育長 初めに、大変残念な悲しい報告をしなければなりません。8月23日、本市の児童が交通事故でお亡くなりになりました。この夏休みに臨むに当たっては、事務局から各学校に対して、十分な注意を児童・生徒に促すようという要請をしております。各学校において安全教育を含めた取り組みをしている矢先に、こういった事故が起こってしまいました。

8月21日にも児童が事故に遭い、骨折するということがありまして、自転車の事故は、相変わらず大変多いわけがございます。もちろん、交通安全教室などの安全対策の取り組みを行っているところではありますが、何回も何回も繰り返して、浸透を徹底するよう、学校に指導していきたいと思っています。

2点目、全国学力学習状況調査です。4月に実施されたものですが、当初は、9月に文科省から全体的な公表があると聞いておりました。結果につきましては、県を経由して市へ、それから各学校に送付されるということでした。どのような形で地域・保護者に公表すべきなのかということにつきましては、これまでもお話してまいりましたが、国の事務処理上の都合で公表が10月にずれ込みました。とりあえず、ご報告に代えさせていただきます。

大和市議会第3回定例会が、9月3日から始まり、明日の本会議で終了します。さる9月6日の文教経済常任委員会において、前会ご審議をいただきました補正予算、18年度決算報告などについての審議がなされました。

陳情につきましては、「義務教育費国庫負担制度存続、教職員定数改善計画早期策定を求める陳情」、「国県に私学助成制度の充実を求める意見書の提出を求める陳情」、「大和市の私学助成制度拡充を求める陳情書」、この3件につきましては全会一致で承認されております。

もう1件の「生涯学習センターホールリニューアルについての陳情書」については、ホールのリニューアルを予定通り実施してほしいという陳情でございました。さまざまな論議があった中で、賛否同数となりまして、委員長による裁決で不採択になっております。

19日から21日までの3日間、一般質問がございました。今回は24人の方が質問をされ、教育関係が10名でございました。

まず1番でございますが、新聞等でも報道されております「モンスターペアレント、理不尽な要求をしてくる保護者について」です。「大和の実状はどうか、療養休暇を採らざるを得なくなった教職員はいないか」というご質問でございました。

大和にはまったくないかと言えば、そうは言えません。対応としては、「教員複数で対応すること。」、「記録をきちっと取ること。」、「できることとできないことをはっきりと伝えること。」。そういったことを学校ともいろいろ協議しながら対応しているということ。それから教員の療養休暇という事実はあるということをお答えしております。

次に、「不登校について」の質問です。これについては、従前より議員から質問をいただいておりますが、これまでの取り組み状況についてお答えしております。

それから、最後に、「「修養」の実践について」という質問です。教育公務員特例法第21条に、「教育公務員は、職責を遂行するために、研修を常にしなさい。」という文言がございます。「研修」というのは、「研究」・「修養」の両方の頭の文字を取って、「研修」という意味でございます。「研究」というのは、教員としての職務を果たす上での知識・技術などを指し、「修養」というのは、さらにそれを裏付けるための豊かな人間性や人間力を高めるための日々の実践の努力であります。以上を高める研修を行い、また教員自身も努めているとお答えしました。

次に、2番目の議員ですが、まず1点目は、「全ての子供が健全で健やかに育つために」という質問で、主として、放課後児童ホームについてのご質問でござ

しました。こちらの従来お答えしてきた内容を再確認するという意味で答弁させていただいております。

次に「二学期制の問題点について」であります。ある市内中学校でPTAが実施した、「二学期制に対する1年経過時点でのアンケート」の結果、必ずしも好ましいと考える回答ばかりではなかったということで、「もう一度広く意見を集約するためにも、三学期制に戻すことが必要なのではないか。」という内容でございます。

教育委員会としても、全小・中学校から、中間報告的なアンケートを取っております。その結果においても、すべてが良いということではありませんでしたが、おおむね良い方向でとらえ、進められているという感触は得ております。ただ、当然のことながら、各学校において、欠点をより改善しながら進めていくという取り組みがなされている途中であると、私は理解しているわけでございます。現時点では三学期制に戻す考えはございません。

次に、「歴史をゆがめる教科書の記述について」ですが、縄文時代、旧石器時代が教科書に載っていないということと、「従軍慰安婦」の問題、沖縄の住民の集団自決に軍が関与したかどうかと。そういったものと教科書との関係についての質問でございました。

主観を交えることなく、国・県の公式な見解をそのまま答えてございます。

次に、「教育再生会議にかかわって」との質問です。「教育の中立性は保たれているのか」、「不当な教育への介入があるのでは」という質問でした。新しい教育基本法中でも中立性はうたわれており、それを前提にして義務教育の根幹である機会均等・水準の維持・無償制度、これらを実施するためには、国も責任を果たす必要があるとお答えしました。

次の質問は、「安部政権の政策に、国民はノーの審判を下したということについて」でございますが、関連して、教科書、教育の自立性、市場万能論といった事柄にかかわる質問でございました。「貧困・格差社会と教育との関係、学力低下の関係等」については、経済的な理由で影響が出ないように可能な限り努めておりますとお答えしております。

それから、3番目ですが、「放課後児童ホームの拡充について」であります。児童ホームについて、大和小学校、林間小学校、北大和小学校ですが、「安全性や利便性のなどの面での改善を図れないか」という質問でございます。林間小学校及び大和小学校については、体育館の建て直しの予定がございますので、それに伴って児童ホームを、学校内で実施できる方向で、検討を進めております。北大和小学校についても、今後の検討課題というお答えをしております。

次に、4番目ですが、「教育についての市長の見解」について、「市長の教育観」、「市場原理主義と教育」、それから「教育と地域とのかかわり」、「教育と行政のかかわり」ということ4点について質問がありました。これは、市長答弁でございます。

次に、「救急救命について」ということで、AEDについての質問でございました。市の計画としては、平成20年度に市立の全中学校、平成21年度に市立の全小学校にAEDを配置する予定になっております。それに伴って、使用法についての、職員・子どもへの研修を含めて、積極的に取り組んで参りますというお答えをしております。有効に使えるような研修を行うことをはじめ、積極的に取り組んでまいりますという答えをしております。

次に「図書館のあり方について」の質問です。「ボランティアの活用・育成」という点について、ご質問がございました。積極的に取り入れていきたいとお答えしております。

6番目については、「大和市民国民保護計画について、学校においては、啓発等どのように対応していくのか。」という質問でございました。これは外国等からの攻撃から国民を守るという趣旨であります。学校としてはまず児童・生徒の安全を守るというのが第一義でありますので、「従来、行ってきた災害や火災に対応する避難対策を、さらに充実させることが必要であると認識している。」と

いうお答えをさせていただきます。

7番目ですが、「交通問題」についての質問でございます。「自転車の安全な乗り方の指導」という質問でした。実績として、平成18年度は小学校8校、今年度は7月までに小学校5校が安全教室を実施しています。これは安全教室でありまして、そのほかにも自転車の大会、ルールに従って自転車を操作するなどあり、また、草柳小学校のように「交通安全フェスティバル」という取り組み方をしている学校もあります。そういった学校による多彩な取り組みをお答えしました。

8番目は、AEDについてのご質問でございました。

それから、9番目が、「小・中学校のセキュリティーについて」、「防犯カメラについて」のご質問でございます。現在小学校4校、中学校4校に設置されていますが、このほとんどがPTA等によって、寄贈によって設置されたものでございます。教育委員会といたしましては、学校警備員の配置について、現在検討を進めますが、同時に監視カメラについても積極的に導入したいというお答えをいたしました。

それから、10番目ですが、生涯学習センターの第二駐車場が9月いっぱい閉鎖となります。その代替案についての質問でございました。候補地を模索している間、以前使用しておりました東名高速下の駐車場の活用など、また、駅からできるだけ公共交通機関を利用して参加していただくようお願いをしているとお答えしました。

最後でございますが、「不登校の問題と情報モラルの教育について」の質問です。情報モラルについては、先日開催された「教育フォーラム」においても、報告がありましたが、携帯やパソコンを使用するの裏サイト、そういったものによる子供同士のトラブルを認識したうえでの対応について、お答えをいたしました。

以上で報告を終わります。

○鈴木 質疑がありましたらどうぞ。

委員長 長谷川委員。

○長谷川 教育長報告の冒頭で触れられました、非常に痛ましい事故のことですが、後日委員 員になりまして、校長先生からのその事故についての発言を耳にする機会がありまして、その発言に首をかしげざるを得ない部分があり、教育委員の一員として非常に残念な気持ちになりましたので、それをこの教育長報告の場で意見をさせていただきますと思います。

それは、保護者での会合に出席した校長先生の発言だったと聞いております。具体的な情報を、情報提供といった観点からできるだけ包み隠さず、保護者へ伝えようというお考えであったのかもしれませんが、事故の凄惨な模様について口にはできないような表現をされていたということです。

その発言について、実際に聞いていた保護者も非常にショックを受けたという話です。

まず、一般の大人として言葉を選ばなければならない。ましてや教職員、その長の校長という立場の方が、こういった事件に際して言葉を選ばなかった事実を直面して、教育委員として、非常に心苦しく、かつ悔しい思いでいっぱいです。

○鈴木 教育長。

委員長

○國方 はい。その情報については、私の方でも受けておりましたので、即日校長を呼びまして、真偽について確認するとともに、「特に、命にかかわる部分については、特に慎重な言葉遣いをするべき。皆さん敏感になっていらっしゃるし、我が身として考えなさい。」という説諭をいたしました。

○鈴木 長谷川委員。

委員長

○長谷川 迅速に、教育長というお立場で校長先生に説諭していただいたこと、教育委員 員という立場から、少し救われた思いです。

本会の議題で「教職員、校長の任用についての人事方針について」が提案され

ていますので、一般論として、人間的にきちんとした方に校長になっていただくべきだと思ひまして、このような強く感じた出来事がありましたのでご報告させていただきます。

○鈴木 田村委員。
委員長

○田村 教育・学校においての問題に対する校長等のテレビ等での発言を聞くと、やはり私も元経験者として、首をかしげる内容であることを感じるが多々あります。保護者から誤解を受けるような発言は、当然問題があると考えます。教育長から注意していただいたということですから、今度は校長会においても、ぜひ、そのことについて、注意をしていただければと思います。

それから、この事故については、県道ですから管轄は県ですが、この写真を見る限り、傾斜がついて車のスピードも上がりそうですので、もしガードレールがあったら防げたかもしれないという思いもありますので、これは管轄にやはり働きかけていただきたい。

市議会についてですが、「モンスターペアレントについて」は、昨今取り組みを行っているところが多く、他県ですが、各学校に、モンスターペアレントに対する「言葉の使い方」、「対応の仕方」についてマニュアルを作成しているところもあるようですので、やはり本市でも必要になってきていることであると思っております。ぜひ、調査・研究をお願いします。

二学期制についての質問で、「総合的な学習の時間」を削り、主要教科の授業を1割増やそうという文科省の方針について、教育長はどのようにお答えになりましたでしょうか。

○國方 学習指導要領が改訂される動きがありまして、その中で総合的な学習の時間が削られ、主要教科に充てるという方向性があるという前提でお答えいたしました。その点については承知をしていると。本市における二学期制は、そのような新しい教育課程にも対応できるものであるという答えでございます。

○鈴木 ほかにはございませんでしょうか。
委員長

○長谷川 生涯学習センターの第二駐車場についてですが、教育長の報告を受けて具体的に質問させていただきます。

第二駐車場閉鎖で、つまり今の生涯学習センターの建物の敷地内の駐車場だけになるということですが、ホールの規模でいえば、あの駐車台数というのは決して少ないものではないと思われまます。第二駐車場がなくなるので、「駐車場が足りない」というイメージが先行しているように思われまます。逆に、そこはしっかり具体的に必要な数を把握して、教育委員会として、そういった投げかけがあったときに、このぐらいの規模の文化施設は、公演があると何台ぐらいが必要で、実際には駐車場の台数は、それほど少なくないのだという情報を持っていることが望ましいと考えます。

実際には図書館の利用者が多く駐車していますね。もちろん図書館の利用者も利用して良いわけですが、文化面に関心の高い高齢者の皆さんの利用がある中で、利便性や安全性について、細かく気を配って差し上げられたらと思います。

例えば、遠くから満車か空車かの情報がわかるような駐車場の表示を設置することが考えられます。現行の敷地内の駐車場は、場内をくまなく自走してみないと、空車かどうかわからない構造ですね。混雑した場合など、万が一場内での事故も考えられます。何かケアをしていただけたらと思います。

また、2階建ての簡易な駐車場等も、安全性を検討したうえで、導入していくような方策も考えられないでしょうか。具体策を先手、先手で打っていただきたいですね。

○鈴木 教育長。
委員長

○國方 現在、第一駐車場で65台のスペースがあります。600人規模のホール利用教育長者のみであれば、少ない台数ではないかもしれませんが、ただ、実際には、長谷

川委員がおっしゃるとおり図書館との併用もありますので、第二駐車場もいつもあけているのが現在の状況です。

ご指摘がありましたことは、確かに今後考えていかないと、既存の狭いスペースを有効に使うために、必要な検討を始めなければと考えています。こういう状況になりましたので、第二駐車場を探すことと同時に今の駐車場を有効活用する方策を同時に検討していきたいと思っております。

○田 村 スポーツセンターの駐車場も、二段式にするという可能性も考えられますね。
委 員 東名高速の下の駐車場は、過去にありましたが、施設への距離などの利便性の問題もあってか、全く利用ゼロに近い状態だったように記憶しています。ですから生涯学習センターの駐車場も長谷川委員がおっしゃったような2階建てにさせていただく方向で、ぜひ検討していただきたいと思っています。

○鈴 木 教育長。
委 員 長

○國 方 補足ですが、確かに代替駐車場を検討すると同時に、既存の駐車場の有効活用も当然検討しなければならないと考えています。しかし、その実現性も含めて、それだけで、問題が即解決するとは言えず、見通しが困難と思われます。「近傍の民間有料駐車場を紹介する」、そもそも「公共の交通機関を利用していただく」と。これらも、同時にやっていかないと対応できないのではないかと考えています。

○鈴 木 新しい文化ホールをつくるということで、リニューアル工事を変更するという
委 員 長 ことですが、新しい文化ホールが完成したとしても、生涯学習センターはそういった文化ホールとは違う目的を持っているので、実際は存続をさせる方向でいくのか、もしくは、例えば、やまと公園に新しい文化ホールを建てるとすれば、当然に公園の代替地が必要になってくるということで、既存の生涯学習施設の跡地を公園にする必要があるのか。既存の駐車場を2階化するといっても、また解体が必要ということであれば、この費用もかかってきますので、また費用の問題が出てくると思いますが、新しいホールの建設に際して、既存のホールと公園などの既存の施設をどのようにするのか、教えていただけますでしょうか。

教育長。

○國 方 文化ホールが完成した暁には既存の生涯学習センターは廃されることになって
教 育 長 います。

○鈴 木 生涯学習センターを廃止したあとの土地は、更地にするのでしょうか。
委 員 長

○國 方 更地にするかどうかは別にしまして、大和市22万2千の人口規模から考えた
教 育 長 ときに、新しい文化ホールと、保健福祉センターホールの二つで充足するのではないかと考えられます。ホールが三館あればそれは便利でしょうが、ランニングコストなどを考えると、2つが限界ではないかというのが、現在の新しい考え方です。

○鈴 木 図書館用の駐車場は殆どないという状態で良いのかという問題もありますが。
委 員 長

○田 村 図書館の敷地内駐車場は、スペースがあまりないですから、その問題もあると
委 員 長 思います。いずれにせよ、費用の問題ではあると思いますが。

○鈴 木 ほかにないようでしたら、教育長の報告に対する質疑を終了いたします。よろ
委 員 長 しいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○鈴 木 それでは議事に入ります。日程第1 議案第25号、「大和市教育委員会の所
委 員 長 管に係る大和市民参加推進条例施行規則について」を議題といたします。

細部説明をお願いします。井上総務課長。

○井 上 10月1日から、大和市民参加推進条例が施行されます。この条例につきま
総 務 課 長 しては、大和市自治基本条例に基づき、条例の制定・改廃、その他市民に大きな影響を及ぼす制度の導入、あるいは計画の策定・変更を行う場合に意見募集などを行うこと、また審議会等の委員の募集については公募を行うといった、市民参

加に関する基本的な事項を定めたものでございます。参考までに条例の写しをご用意させていただきました。

この条例の施行に合わせまして、市民参加の手続きについての手続きの詳細について、本条例の施行規則を制定する必要があります。この施行規則の内容でございますが、主要な点について、説明させていただきます。

1点目、意見募集などを行う場合の公表の仕方として、市役所情報公開コーナーでの閲覧、あるいはインターネットホームページを活用することなどについて定めてございます。

次に、審議会などの委員を公募するにあたっては、審議会等の名称、募集時期、募集する人数及び任期などの事項についても公表することなどを定めております。

以上について、教育委員会をはじめとした市の各執行機関におきましても、独自に規則を定めることになってございます。したがって、本教育委員会規則の制定について本日提案するものでございます。

○鈴木委員 細部説明が終わりましたので、質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

では私からですが、施行規則の前提である市民参加推進条例について、ここでは、議論はしていませんね。

総務課長、どうぞ。

○井上委員 基本的には、特に教育に関する条例については、市のほうからの意見聴取という形で、付議するというのが一般的でございます。委員長のご指摘のとおり、本条例の制定時、事前に教育委員会に対して意見聴取はありませんでした。

○鈴木委員 従来も各部局ごとに、一般の市民の参加、学識者の参加というような形でさまざまな会議が持たれておりますが、この条例は、それについて統一的なきまりで、かつ、統一的な執行方法でやっていくという趣旨だと考えればよろしいでしょうか。

井上総務課長。

○井上委員 条例の趣旨としましては、政策形成の段階での市民参加を担保していくというもので、当然各執行機関が、その執行について責任をもっていくことを定めたものが、今回提案している規則です。

○鈴木委員 ありがとうございます。
特にならなければ、質疑及び討論を終結いたしますがよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○鈴木委員 これより議案第25号について採決をいたします。本件の原案に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鈴木委員 異議なしということでございますので、議案第25号は可決しました。

委員 続いて、日程第2 議案第26号、「平成20年度県費負担教職員人事異動方針(案)について」を議題といたします。

細部説明をお願いします。小川学校教育課長。

○小川委員 はい。お手元の小冊子をご覧ください。

学校教育課 1ページ目。「大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針案」、こちらにつきましては、神奈川県教育委員会の人事異動方針に則っています。基本的には1、適材を適所に配置する。2、教職員の編成を刷新強化する。3、全県的視野に立って、広く人事交流を行う。この方針に基づきまして、次のページ、具体的な実施要領を策定しています。

1、異動の時期。採用、配置換及び昇任は1日付け、退職は年度の末日にて行うことを原則とする。なお、自己都合により退職する場合にあつては、原則として学期末に退職させるよう指導をする。

2番、転任及び配置換え。(1)番、異動は、小・中一貫教育による教育効果の向上を図るため、校種を異にする異動について積極的に行うこと。これにつきましては、平成17年度に中学校から小学校へ1名、小学校から中学校へ1名、

小学校から県立養護学校へ1名、中学校から県立養護学校へ1名、中学校から県立高校へ1名、計5名が異校種に異動しております。

(4) 番、教育効果を高めるため原則として同一校勤続3年以内の者は異動の対象としない。3年未満は異動の対象とはしていません。

(5) 番、同一校に多年勤務する者については、その能力と適性を考慮して、積極的に異動を行うものとする。この場合、原則として同一校勤続8年を基準として異動の対象とする。

(6) 番、中学校においては許可教科担任の解消を図るよう努力するものとする。

(7) 番、適正な定数確保及びバランスの取れた職員構成を考慮し、他市間人事交流を積極的に行うものとする。こちらにつきましては、昨年度は、他市から大和市が3名、大和市から他市へ2名。中学校は転入が1名です。

3番、採用。採用内申を行うに当たっては次のことに留意するものとする。

(1) 番、面接を行い、人物について十分把握する。

(2) 番、本人が有する免許状について確認をする。

(3) 番、現に職務を有するものについてはその履歴、勤務状況等について調査し、現所属長の発行する調書、履歴書等を確認をする。

4番、昇任。

(1) 校長の任用。ア、学校種別にとらわれず、新進気鋭にして人物・識見・能力・勤務成績・健康度等の優秀な者を任用するものとする。イ、県教育委員会の定めるところにより、候補者の選考及び異動の調整を行うものとする。

(2) 教頭につきましては、校長へ準じて行うものとする。

次のページは資料です。

1番、教職員定数につきましては、小学校が615名、中学校が320名。小学校につきましては1名減、中学校につきましては4名増、前年度と比べて小学校はマイナス1、中学校はプラス4となっております。

2番、年齢別ですが、小学校で、一番多いのが55歳以上60歳まで。これが132名、約25%を占めています。中学校で、一番多い層は45から50代となっております。

なお、このデータには、61歳と62歳の再任用は含んでおりません。

3番、同一校多年勤務者数、これは今年度の末で、19年度末、平成20年3月31日をもって10年となるものは小学校で8名、中学校で8名になっていません。

4番、平成18年度末の状況につきましては、辞職者は小・中で39名です。これは定年退職、勸奨退職、それから自己都合による退職です。

新採用はトータルで42名。このうち、特別枠というものがありまして、例えば一芸を持っているとか、臨任を2年経験しているとか、そういった特別枠の採用は50歳未満となっております。一般受験の場合、一般採用は40歳未満ですが、特別な経歴があって受験する場合には50歳となり、この新採用のデータにも含まれています。

新採用42名のうち、24歳以下が16名。25歳から29歳までが、19名。30歳から34歳までが、2人。35から39までが、4人。40歳が1人おります。なお、この40歳の方は臨任経験が豊富で、どうしても教員になりたいということで教員になりました。臨任も大和市の方でやっておりました。このように、年齢層は幅広いものとなっております。

5番、新採用教員の推移でございますが、19年度は42名採用いたしました。18年度も42名。17年度は39名。16年度から30名を超える採用が続いております。

6番、次のページで、再任用ですが、平成18度が小学校で3名、中学校で2名、トータル5名が再任用を希望し、申請し、県の方で任用されております。なお、これは通常の職員定数にしますと3名分というカウントです。例えば中学校は、2人いますが、これは1人週20時間ですから2人合わせて週40時間。定

数にすると1人分ということになります。ということで、実際中身の人間は5名いますが、定数上は3名分となります。同じく19年度は8名再任用、定数上は6名分となります。

7番、これは児童・生徒・教職員数等の推移ということで、一番数が少なかったのは、小学校ですと、平成10年です。平成10年が児童数1万1,163。中学校ですと、平成15年、生徒数は5,059名です。なお、教職員数につきましては、児童・生徒数が非常に多かった、例えば昭和54年、児童数は2万人を超えています。生徒数は7,000を超えています、一番児童数、あるいは学級数が多かったときに比べても教職員数はほぼ匹敵しておりますので、これは国による教職員定数等の改善によるものと思われます。

以上でございます。

○鈴木 細部説明が終わりました。質疑ご意見等ございましたら、お願いをいたしまし
委員長す。

奥原委員。

○奥原 最後の人事概要の表の6番ですが、今年から「再任用教職員数の推移」という
委員長表に替えられて、昨年度までは確か「免許教科外教科担任数」というものだった
職務代理者と思います。今回その表ではなく、新しい表に変わったという理由をお聞かせ願
いたいのですが、去年までの表は、そういったものがもう解消されたからという
ことなのか、またそれを変えたという理由をお願いします。

○鈴木 小川学校教育課長。

委員長

○小川 おっしゃるとおり、昨年度までは、「免許教科外教科担任数」の表がありまし
学校教育た。19年度につきましては、免許教科外教科担任数は3校で4名です。現状で
課長は、ゼロにはなっておりません。これは、教職員の定数とその学校の学級数によ
る教科時数によって、どうしても規定の教員が不足し、免許外教科担任を許可申
請する教員がどうしても出てしまうということです。

ただ、一番多いときには8校で30名とか、9校で31名とか、そういう状況
もありましたが、それに比べれば18年度は2校で2人、19年度は3校で4名
ですから、かなり減少しておりますので、これに代えて、現在再任用等も問題に
なっておりますので、再任用教員の数を入れさせていただきました。

○鈴木 田村委員。

委員長

○田村 はい。教職員の採用と異動については大変なことだと認識してはおりますが、
委員あえて意見を言わせていただきます。

毎年出されます人事異動方針については、現実なかなかこうはいかないので
はないかと思っています。特に異動の場合は、教職員の希望もありますので、
「方針」どおりにできれば問題ないのですが、なかなか難しいという現実がある
のではないかと思います。

中学校の場合は、教科免許もありますので、なおさら難しいと思いますが、例
えば資料の3、同一校多年勤務者数を見ますと、小学校の場合は、やはり1
0年以上8名、9年15名というのがありますね。これはいろいろ事情があるの
かもしれませんが、つまり、A校からB校に行って、またB校からA校に戻っ
てきている例が多々見られるのではないかと。そうすると何か北部ばかりで異動さ
れている先生がいるのではないかと思います。

A校からB校、B校からA校ということだけは、ぜひ今回避けてほしいと思
います。それはやはり先ほどの「人事異動方針」にもそぐわないと思います。でき
るだけそれは、校長にも、「方針」の徹底等お願いしたい。確かに、校長によ
っては、学校経営上この人はぜひ残してほしいんだということで、8年目だけれど
も9年、10年と残すケースがありますが、その辺をやはり考えていただきたい
なと思っています。

それから、大和市では、ご存じのように50歳以上が、5割近くになります。
これから人事異動の過渡期に入るわけですが、できるだけ、ある学校で男性教諭

が2人しかいないなど、偏りはできるだけ避けてほしい。なかなか現状は難しい問題であるとは思いますが、やはり教育長から、異動については組合との交渉もあると思いますので、難しいでしょうが、公正を期すためにも、ぜひ考えていただきたいと思っています。

それから、幸いなことに、若手が増えてきましたね。私たちのところは1人もいない時代がありましたから。新採用を配属する場合には、配属先はよく検討していただきたい。その人が育つ環境のところにぜひ送り込んでいただきたいと思います。学校ではフレッシュな人材を求めてくると思いますが、その新人が生きる学校へぜひ配属していただきたいと考えます。

それから、将来の問題になりますが、私は従来から「大和市にも拠点校を置きなさい」と言っています。例えば、北部、中部、南部で拠点校を置いて、人材を集めてそこですばらしい教育実績を挙げて、それが周囲に広がっていくようにしたらどうかと。機会均等、公平に欠けるという視点もありますので、実現するには、乗り越えなければならない課題があると思いますが、やはり核となる学校が必要なのではないか。それから昔は、例えば理科だったらあの学校、体育だったらこの学校というのがありました。今は、校内研究の研究テーマも多様多岐化していますね。教育に対する要素も多様化したこともあり、そういった課題も乗り越えながら、検討していただきたい。

話はまた人事異動に戻りますが、最後に、理由のある特別な事情の人は除いて、できるだけ小学校なら19校ありますから、小学校の場合はなおさら、できるだけ色々な学校を経験していただきたい。

以上です。

○鈴木 田村委員から、非常に具体的でかつ貴重なご意見が出ましたので、小川課長、委員 長 あるいは教育長、ただいまのご意見に対して何かありましたらぜひお願いします。

教育長。

○國方 先ほど、長谷川委員から管理職登用について、ご意見をいただきました。田村教育 長 委員からも教職員の配置換について、ご意見をいただきました。課長も私も、両委員のおっしゃった内容について、基本的には委員と考えは同じであります。そのようにしたいというのはある意味、事務局の方が強く思っているものです。

校長会等を通じまして、様々な課題の解決が、よりスムーズに運ぶように働きかけをしていきたいと思っています。

○鈴木 小川課長、よろしいですか。

委員 長

○小川 努力いたします。

学校教育

課 長

○鈴木 この基本方針のところに「教職員の編成を刷新強化する」とありますが、これ委員 長 は、例えば総括教諭を設置したこと自体がその中に入るのか、それとも、その総括教諭の配置や人選が入るのか。毎年同じようなことが、「方針」として言われていますが、毎年毎年、「刷新強化」というのも、いかがかと。具体的には「実施要領」等の中で、具体的にどの部分を指すのでしょうか。

小川学校教育課長。

○小川 刷新強化と言いますのは、教職員の編成換、職員構成の変化です。実施要領で学校教育 すと、例えば2番の転入及び配置換の(1)で言われている「校種を異にする異動も積極的に行う」という部分がそれにあたります。

例えば小学校で経験した人が、中学校に来る。そうすると今問題になっている中一ギャップ等についても、小学校における教育の経験者としての活躍が期待できる。あるいは中学校で特別支援学級を担当した人が特別支援学校へ行く。あるいは特別支援学校の担任の先生が大和市で普通級等を希望して、配属されるということも考えられます。

また、いわゆる発達障害、LDとか、ADHD等の専門的な知識を持った教員

が普通学級の学級担任としてやって来る。これはおそらくその学級、学年にとっても強化になることと思います。

実施要領上でいいますと2番の(1)番とか、それから2番(7)番、(8)番等はこれに該当するかと思います。

○鈴木 ほかにはいかがでしょうか。

委員長 長谷川委員。

○長谷川 私も同一校多年勤務者数のところですが、中学校で本来の教育活動ではないと
委員 はいえ、「部活動の顧問等の関係で多年である」というのは、現実的に否定できない部分としてあるのではないかと思います。

例えばここでは10年以上となっていますが、8年という、ひとつのラインが「一応のライン」になってしまっていて、8年超えてもまだ在籍しているという、教職員の皆さんの中にも「まだだ。」という空気があるのではないのでしょうか。この、「人事方針」という原則の言葉の重みがどのぐらいあるのでしょうか。

市内に部活動を目的に越境している生徒がいることが現実あると思いますが、部活重視の配置では望ましくないのではないかと考えます。やはり大会の成績も教育効果としては、求められるでしょうが、教職員は、この学校の先生ではなくて大和市全体の学校の先生ですから、また違う学校で部活動を切り拓いていただいて、その学校でもスポーツや課外活動の良い種を蒔いて、できるだけ多くの児童生徒の人間形成に役立っていただきたいと考えています。

教員は在職期間という限られた時の中で、たくさんの学校に行っていただくべきだと思うので、その辺についての「8年のライン」は守るべきだと思いますが、「原則」という「言葉」になっているように見受けられますので、教員の「受けとめ方」、教員の間における「空気」がどうなのかということをお伺いしたいと思います。

ご意見いただけますでしょうか。

○鈴木 小川学校教育課長。

委員長

○小川 委員がおっしゃられるように、原則として同一校勤続8年を基準として異動対象としております。それをもって我々は校長との人事ヒアリング等に臨みます。その際に、部活動は正直対象とはしておりません。校内体制について、「1年学年主任、2年学年主任とやったので、もう1年残してください」、「校内研究3年目で来年は発表があるから」などは、こちらとしても一定の理解は示していません。

ですから、部活動の実績のためにだけに、9年目、10年目ということは、人事異動の考慮の対象としてはおりません。

○鈴木 よろしいですか。

委員長

○長谷川 はい。では確認で、「実際は部活動で8年のラインを超えているケースがある
委員 のではないか」という、私も含めた保護者から意見が出るのは、誤解だということ
委員 ことでよろしいですね。

○小川 自分が来てからはそういうケースはありません。

学校教育

課長

○鈴木 ほかにはいかがでしょうか。

委員長 教育長。

○國方 この年齢表を見ていただければわかるように、それぞれの学校に配置されてお
教育長 ります教職員の男女比、あるいは年齢が、バランスのとれている状況にはないわけ
教育長 けで、そういう中から学校経営を行うに当たって校長には非常な苦労があります。あ
教育長 って当然なのですが、そういう中で、経験も指導実績も申し分ない教員について、
教育長 8年というラインが到来したときに、現体制を維持していきたいという気持ちは、
教育長 各校長の中で正直あって、できればこの教員を残したいという気持

ちが働くと思います。

ただ、それを強く維持すればするほど、教員にとっても不幸であるし、学校にとっても決して私はいい方向ではないと思います。ただし、中学校の場合は、在校の3年で動いていきますので、ちょうど2年生担任のときが8年目に当たると、来年はこの子たちを卒業生として送り出すというようなときにあたりますので、9年になるのは、やむを得ないことかと思えます。中学校に9年が多いのは、そういったところの理由になるかと思えます。

ただ基本的には、先ほど小川課長が言ったように、「8年のライン」に到来したけれども、残していくのは教員にとっても不幸だし、学校にとっても決していいことではないと私は思っています。

○鈴木 ほかにはないようでしたら、質疑及び討論を終結いたしますがよろしいでしょうか。委員長

(「はい」の声あり)

○鈴木 これより議案第26号について採決をいたします。本件を承認することにご異委員長 議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鈴木 異議なしということでございますので、議案第26号は可決いたしました。委員長 続きまして、ここで日程の追加をさせていただきます。

日程第3といたしまして、「専決処分の承認について(大和市教育委員会職員の人事異動)」を追加いたします。そのため、当初の予定では日程第3としておりました議案第27号につきましては、日程第4といたします。

また日程第3及び日程第4は人事案件でございますので、非公開とすべきと考えます。ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鈴木 異議なしということでございますので、日程第3及び日程第4は非公開といた委員長 します。

恐れ入りますが、関係者以外の退席をお願いいたします。

なお、関係者として、教育総務部長、総務課長を指定させていただきます。

それではここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○鈴木 再開します。

委員長 日程第3 報告第4号、「専決処分の承認について(大和市教育委員会職員の人事異動)」を議題といたします。

細部説明をお願いします。

井上総務課長。

○井上 《細部説明》 以下審議非公開
総務課長

○鈴木 報告第4号は承認されました。

委員長 続いて日程第4 議案第27号、「大和市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選任について」を、議題といたします。

井上総務課長、細部説明をお願いします。

○井上 《細部説明》 以下審議非公開
総務課長

○鈴木 再開します。

委員長 議案第27号の結果について、報告いたします。

次期教育委員会委員長に私鈴木が、委員長職務代理者に田村委員と決定いたしました。

それでは、ごあいさつさせていただきます。

いま、教育委員会のあり方、委員長のあり方について、非常に論議を呼んでいるところでございます。

私ども教育委員は、そういう情勢も踏まえて、市民の方に不信を招かないよう

に積極的な態度を示すべきであるということで、特に今年度は事前の話し合いや勉強会などの機会を設け、会議における議論の活性化を図ってきました。

これまで議案については、当然のことながら、毎年慎重な話し合い、審議をしておりますけれども、委員長の選出については、従来、事実上輪番制になっていました。これについても、どうあるべきかということで話し合いをいたしまして、機械的な輪番制と受取られかねないことは、やめるべきであるということが1つと、もう1つは、委員長として責任を持ってやっていくためには、2期ぐらい務めて教育委員会の顔になるのが望ましいと考えました。

再任ということで、一生懸命事に当たりたいと思いますが、不足なところが多々ございます。皆様のご指導、ご支援をお願いして、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○鈴木 木 それでは次会からの席次につきまして、井上総務課長から報告して下さい。

委員長

○井上 次会からの席次でございますが、1番田村委員、2番長谷川委員、3番教育総務課長、4番奥原委員、5番鈴木委員ということでお願いいたします。

○鈴木 木 続いてその他に入ります。

委員長

各課で報告事項がございましたら、順次報告していただきたいと思います。

曾根社会教育課長。

○曾根 社会教育課からご報告させていただきます。

社会教育課長

「平成19年度大和市文化祭」について、説明させていただきたいと思っております。

文化祭は、一般公募展と団体の発表という形で構成されています。一般公募展、これは書道、絵画、写真という分野です。10月27日から11月3日にかけて、生涯学習センターにおいて展示会を行います。

11月3日には13時から表彰式を予定させていただいておりますが、教育委員の皆さん方にもご出席をお願いします。

次に、団体の発表ですが、「ひびけやまと芸術祭「狐と田ノ吉」物語」でございます。これは16団体で各団体のそれぞれの特徴を持ち寄って合同で発表するものです。下鶴間に残っております民話に基づいた創作劇です。11月3日の表彰式の日に行われます。

それから、「芸術文化団体発表会」としまして、この文化祭の一連の事業ということで行われるわけですが、民謡舞踊発表会をはじめ、主に9月から11月にかけて一連の発表が行われます。最後は翌年1月20日です。「箏と尺八の集い」で、全部で22団体が発表、年間の練習の成果を発表するものです。

以上でございます。

○鈴木 木 ただいまの報告につきまして何かありますでしょうか。

委員長

奥原委員。

○奥原 委員 はい。11月3日の表彰式には出席をさせていただきます、参加者の皆さんの力作を拝見させていただきます。ぜひ成功しますように頑張ってください。よろしく申し上げます。

○鈴木 木 ほかには事務局から何かありますでしょうか。

委員長

委員の方から何かありますか。

(「なし」の声あり)

○鈴木 木 なしということでございますので、10月の臨時会及び定例会の日程をお知らせいたしまして、その他を終了いたします。

委員長

10月は10月1日に教育委員会の臨時会を開催します。月曜日午前8時40分からでございます。

それから、10月の定例会は10月18日木曜日、午前10時からを予定しております。よろしくお願いいたします。

◎閉 会

○鈴木 木 本日の日程はすべて終了いたしました。

委員長 これにて、教育委員会9月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時26分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成19年 9月26日

署名委員

署名委員

書 記